

## 田野町「地域おこし協力隊」募集要項

田野町は東西約2 km南北3 kmの面積6.53 km<sup>2</sup>と四国一小さな町です。基幹産業は農業であり水稲、ナス、オクラ、ジャガイモなどがあります。土佐あかうしや乳牛の畜産業も営まれております。歴史・文化では、岡御殿などの建造物や二十三士、濱口雄幸元首相などを輩出した町であり、コンパクトな町ではありますが色々な素材が詰まった町です。

しかしながら、少子高齢化による人口減少や昨今の不景気により町内の集落や各団体の活動は停滞する状況にあります。

ついては、地域外から人材を積極的に受け入れることにより、地域の元気づくり・集落活性化の新たな展開を期待し、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

3年間の地域おこし活動後に、田野町内にて起業、就業する思いを持った方々の応募をお待ちしています。

### 1. 募集人員

地域おこし協力隊 若干名

### 2. 業務概要（下記活動のうち1つ）

#### （1）地域活性化にかかる支援

- ・空き家、空き店舗の活用に関する活動
- ・観光等情報発信に関する活動
- ・農業振興及び耕作放棄地解消に関する活動

#### （2）その他の支援

- ・行政担当職員と関連団体と連携した活動
- ・隊員が希望する活動

### 3. 募集対象

#### （1）年齢20歳以上50歳以下の方

#### （2）三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）から田野町内に住民票を移動できる方。

※現在のお住まいが三大都市圏をはじめとする都市地域（過疎地域以外）に該当するかはお問い合わせください。

#### （3）普通自動車運転免許証を取得している方

#### （4）心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方

#### （5）パソコンを使用できる方

#### （6）田野町が実施する研修等を受講し、活動終了時に田野町に定住する意欲のある方

#### （7）地域住民や関係者と協力しながら、集落を元気にするため意欲的に活動ができる方

#### （8）上記の（1）～（7）に関わらず地方公務員法第16条の欠格事項に該当する場合は応募することができません

※上記の「三大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。

※上記の都市地域等とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域外の地域をいう。

#### 4. 勤務地

田野町内

#### 5. 勤務時間

週 35 時間

#### 6. 雇用形態及び期間

- (1) 一般職の非常勤職員（会計年度任用職員（パートタイム）として田野町長が任命します。
- (2) 期間は任命日から当該年度末とし、最長 3 年間とします。
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合等には、任用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (4) 最終選考者が仕事の引継ぎ等の理由により任命日から地域おこし協力隊として活動が困難な場合は、任命日について相談に応じます。

#### 7. 報酬

月額 149,845 円～152,554 円（期末手当有）

#### 8. 待遇及び福利厚生

- (1) 住宅手当有（上限：家賃 30,000 円、共益費 3,000 円）
- (2) 役場庁舎内においてパソコンを貸与します。
- (3) 健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。
- (4) 年次有給休暇は労働基準法第 39 条の規定により付与します。
- (5) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。  
※届出と許可が必要です

#### 9. 応募手続

- (1) 応募受付期間 . . . 随時受付（提出された書類は返却をしません。）
- (2) 提出書類
  - ・ 応募用紙
  - ・ 履歴書（市販のもので可。直筆、写真添付）
  - ・ 地域おこし協力隊活動目標レポート（A4で書式自由、ワープロ可）  
「地域おこし協力隊で活かしたい私の能力」と「地域おこしで活動してみたいこと」の二つをテーマとしてあわせて千文字程度でレポートを作成し提出してください。

## 10. 選考

### (1) 第1次選考

書類選考の上、結果を書類受け取り後、概ね1か月以内に文書で通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に結果通知後、概ね1か月以内に田野町役場にて第2次選考試験（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。

### (3) 最終選考結果の報告

最終結果報告は、2次選考後、概ね1か月以内に文書で通知します。

### (4) 現地説明

試験前に現地説明などを受けたい場合には、別途調整の上、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも対応可能です。

## 11. その他

募集に関する質問は、ファックス、メールで行ってください。基本的に電話での質問は受け付け出来ません。質問に関する回答は、ファックス又はメールで回答を致しますのでご確認ください。

## 12. 申込・お問い合わせ先

〒781-6410 高知県安芸郡田野町 1828-5

田野町役場まちづくり推進課

T E L : 0887-38-2813 F A X : 0887-38-2044

M a i l : machidukuri@town.kochi-tano.lg.jp